

Environmental Finance 概念の明確性に関する一考察
— Environmental Finance 研究の整理・体系化に向けた基礎として —
A Study for the Concept of Environmental Finance: Toward organizing and
redefining the field of Environmental Finance Research

○大田和 哲也*
Tetsuya Ootawa

1. はじめに

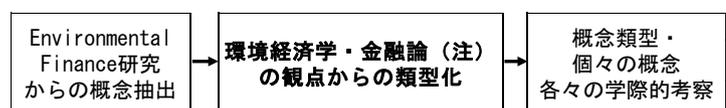
環境保全の経済的手法は未だ確立されていない。環境税は、限界汚染費用の把握の難しさや税制上の制約から実現可能性に乏しく、環境補助金も実効性等に疑義がある。こうしたなか、金融分野でも、環境保全への問題意識が高まっている。すなわち、銀行融資が地球環境の悪化に繋がるリスクや、資金供給を通じて環境保全へ貢献する余地について、関心が強まっている。そこで、環境保全を志向する金融を意味する Environmental Finance の研究は、①実現可能性や実効性が高い経済的手法の模索、②金融と環境保全との関係性考察、の一環として期待される。だが、約30年に亘る研究の意義は十分見出されていない。この一端は、Environmental Finance 研究が、Linnenluecke et.al (2016)でいう学際領域にも関わらず、専ら欧米の環境経済学系学会や国際機関等で行われてきた点にも窺える。

研究意義が不明瞭な背景の一つとして、研究領域の整理・体系化が手付かずの中、研究の根幹である Environmental Finance 概念が多義的・多様かつ曖昧で、不明確であることが考えられる。それゆえ、概念呼称も一様でない。英語は Environmental Finance 以外に Green Finance など複数あり、日本語も環境金融・環境ファイナンスなど多岐にわたる。

Environmental Finance 概念の明確性について考察した先行研究はない。本報告は、概念について、Environmental Finance 研究に有用な学際的観点から整理・考察し、明確化への示唆を得ることを目的とする。これは、研究領域の整理・体系化に向けた課題である「学際的観点からの Environmental Finance 研究史研究」の基礎構築にもつながると考える。

2. 分析方法

Environmental Finance 研究から抽出した Environmental Finance 概念について、右図の手順で類型化並びに明確性の



(図注) Monetary Economics又はFinancial Economicsに相当し、伝統的Finance論を包摂。

の考察を行う。類型化の基準とする学際的観点は、当該研究を定義した Linnenluecke et al.(2016)も参考に、環境経済学と金融論 (Monetary Theory、Financial Economics) の二領域とする。環境経済学の観点からの類型化は、Environmental Finance を通じて志向する環境

* 埼玉大学大学院人文社会科学部研究科経済経営専攻後期博士課程 Saitama School of Economics & Management 〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255
TEL&FAX: 048-858-3319 E-mail: t.otawa.362@ms.saitama-u.ac.jp

保全に関する概念上の認識に着目し、「ポジティブな環境費用負担」の考え方を基に環境政策手段を明確化した大島（2006）を援用しつつ行う。金融論の観点からの更なる類型化では、Environmental Finance への取組主体や取組形態に関する概念上の想定差異に着目する。

類型化した結果の考察においては、類型の多様性や個別類型の多義性・曖昧性について学際的観点から検討し、概念の明確性を見極める。

3. 分析結果

右表は概念整理の結果である。これをみると、概念は「環境負荷の内部化促進型」など4つに類型化できる。また、個々の類型上、①Environmental Finance を通じて志向する環境保全の基本的枠組み、②Environmental Finance の取組主体と取組形態、の各々に関する認識は多岐に亘り一義的ではない。以上のことから、概念は多様かつ多義的といえる。類型化された概念を学際的観点から個別に考察すると、曖昧さが否めない。概念の中には、Environmental Finance への取組みとして、環境負荷の内部化を志向した企業の資金調達を想定しているものがある。だが、環境経済学の観点では、企業が自らの環境負荷を内部化できる余地は排出権取引に限られ、企業が資金調達を通じて自律的に内部化することはできない。また、概念の中には、気候変動ファイナンスや環境保険まで想定しているが曖昧である。気候変動ファイナンスの中には、原資に財政資金を含むものがある。環境保険は、保険商品の逆選択問題や環境経済学の観点に照らせば、環境負荷リスクを抱える最終的借りに金融機関を介して提供されても、環境負荷の内部化に繋がるとは限らない。

概念類型	環境保全の基本的枠組み (環境経済学の観点)		取組主体と取組形態に関する想定 (金融論の観点)		
	環境負荷の 内部化	ポジティブな 環境費用負担	最終的貸し手 の資金供給	金融機関の 仲介機能発揮	最終的借り手 の資金調達
環境負荷の 内部化促進型	○		○	○	(注)
ポジティブな 環境費用負担支援型		○	○	○	○
環境保全への包括的貢献型	○	○	○	○	○
環境保全を志向する 金融商品総称型	○	○		○	○

(表注) 最終的借り手としての企業が取組主体となるのは排出権取引のみ

以上のことから、概念は多様かつ多義的といえる。類型化された概念を学際的観点から個別に考察すると、曖昧さが否めない。概念の中には、Environmental Finance への取組みとして、環境負荷の内部化を志向した企業の資金調達を想定しているものがある。だが、環境経済学の観点では、企業が自らの環境負荷を内部化できる余地は排出権取引に限られ、企業が資金調達を通じて自律的に内部化することはできない。また、概念の中には、気候変動ファイナンスや環境保険まで想定しているが曖昧である。気候変動ファイナンスの中には、原資に財政資金を含むものがある。環境保険は、保険商品の逆選択問題や環境経済学の観点に照らせば、環境負荷リスクを抱える最終的借りに金融機関を介して提供されても、環境負荷の内部化に繋がるとは限らない。

4. 結論

分析結果から、概念明確化への方向性として、①類型集約化、②学際的観点でみた曖昧さの排除、を志向した概念再構築の必要性が示唆される。類型集約化を展望すれば、概念再構築上、Environmental Finance を通じて志向する環境保全の基本的枠組みとして、①環境負荷の内部化、②ポジティブな環境費用負担、の二つが包括的に想定されるべきである。また、学際的観点からみて明確な概念を再構築する一環として、Environmental Finance への取組主体・取組形態については、志向する環境保全の基本的枠組みの違いに即した想定が求められる。さらに、明確な概念を再構築する観点から、気候変動ファイナンスや環境保険を概念上想定することの是非や要件についても、検討が必要である。

参考文献

- Linnenluecke et al. (2016) “Environmental finance: A research agenda for interdisciplinary finance research,” *Economic Modelling*, 59, 124–130.
- 大島堅一（2006）「新しい環境経済政策手段としての再生可能エネルギー支援策」立命館国際研究, 19巻2号, 253-273頁.